

佐賀県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 19年度の人件費率
20年度	人 862,156	千円 414,144,319	千円 3,227,689	千円 127,560,461	% 30.8	% 32.6

(注) 人件費には、特別職の職員(知事、県議会議員等)に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
20年度	人 13,571	千円 59,459,145	千円 10,382,722	千円 24,918,195	千円 94,760,062	千円 6,983	千円 7,377

- (注) 1 職員手当には退職手当は含みません。
 2 職員数は、平成20年4月1日現在の人数です。
 3 職員数は、県立病院好生館及び東部工業用水道局の職員並びに特別職の職員は含みません。

(3) 特記事項

給与抑制措置の状況

① 特別職

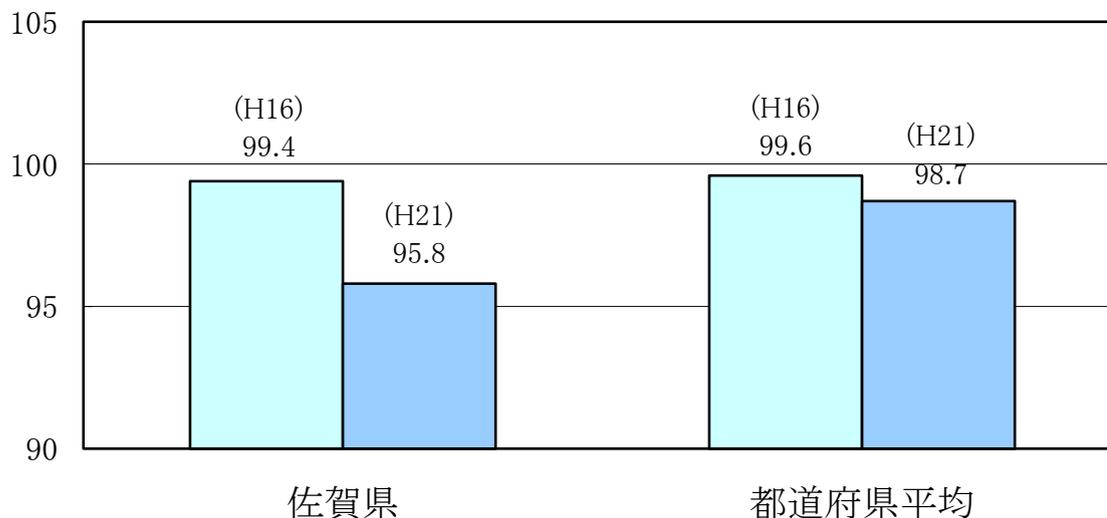
区分	給料	期間
知事	△15%	H20.1.1～H23.3.31
副知事	△10%	〃
常勤の監査委員	△9%	〃
教育長	△9%	〃

②一般職

区分	給料	管理職手当	期間
特定幹部職員	△6%	△10%	H20.1.1～H23.3.31
特定幹部職員 以外の管理職員	△5%	〃	〃
その他の職員	△4%	—	H20.4.1～H22.3.31
	△3.5%		H22.4.1～H23.3.31

(注) 特定幹部職員とは、一般行政職の副本部長級以上の職員及びこれに相当する職員です。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
21年度	377,434 円	(抑制措置後) 362,906 円	14,528 円 (4.00%)	▲0.20 %	▲0.20 %	▲0.22 %
		(抑制措置前) 378,231 円	▲797 円 (▲0.21%)			

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
21年度	4.13 月	4.50 月	▲0.37 月	▲0.35 月	4.15 月	4.15 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成21年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐賀県	43.9 歳	335,863 円	407,839 円	360,197 円
国	41.5 歳	325,521 円	—	391,770 円
都道府県平均	43.8 歳	343,005 円	427,547 円	384,790 円

②技能労務職

区分	公務員					県内民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
佐賀県	49.4 歳	403 人	329,545 円	375,878 円	346,079 円	—	—	—	—
うち調理員	48.1 歳	32 人	311,559 円	328,240 円	316,559 円	調理士	43.1 歳	215,300 円	1.52
うち用務員	51.0 歳	70 人	330,540 円	371,616 円	343,327 円	用務員	54.5 歳	214,000 円	1.74
うち運転技術員	52.1 歳	29 人	327,453 円	392,715 円	344,250 円	自家用乗用 自動車運転	55.1 歳	257,200 円	1.53
うち守衛	46.2 歳	10 人	326,890 円	385,990 円	344,080 円	守衛(※1)	68.6 歳	114,700 円	3.37
国	49.2 歳	4,429 人	285,548 円	—	322,737 円	—	—	—	—
都道府県平均	48.8 歳	465 人	332,714 円	388,002 円	365,631 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
佐賀県	—	—	—
うち調理員	5,476,580 円	2,952,700 円	1.9
うち用務員	6,093,292 円	3,027,000 円	2.0
うち運転技術員	6,314,880 円	3,633,000 円	1.7
うち守衛	6,229,680 円	1,415,000 円	4.4

- (注) 1 技能労務職の職種と県内民間の職種の比較にあたっては、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではなく、単純な比較はできません。
- 2 県内民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている都道府県別のデータを使用(平成18年～20年の3ヵ年平均)しています。
当該データは、企業規模10人以上の常用労働者(※2)のうち一般労働者(※3)について集計されているものであり、正社員・正職員以外の労働者を含んでいます。
- 3 県内民間データの「用務員」は、賃金構造基本統計調査で都道府県別のデータが未公表であるため、全国のデータを使用しています。
- 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 5 技能労務職員の「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※1 県内民間データの「守衛」については、調査対象が少なく誤差が大きいため特に留意を要します。

※2 「常用労働者」とは、次の①から③までのいずれかに該当する労働者です。

①期間を定めずに雇われている労働者

②1ヵ月を超える期間を定めて雇われている労働者

③日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

※3 「一般労働者」とは、短時間労働者(1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者)以外の労働者です。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐賀県	43.5 歳	372,711 円	422,351 円
都道府県平均	44.8 歳	390,833 円	458,004 円

④小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐賀県	44.1 歳	374,009 円	416,846 円
都道府県平均	43.9 歳	377,216 円	437,491 円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐賀県	41.4 歳	326,869 円	436,318 円	349,169 円
国	41.5 歳	322,231 円	—	372,706 円
都道府県平均	40.0 歳	330,043 円	474,584 円	375,813 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成21年4月1日現在)

区分		佐賀県	国
一般行政職	大学卒	165,312 円	172,200 円
	高校卒	134,496 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	131,712 円	—
	中学卒	124,032 円	—
高等学校教育職	大学卒	185,088 円	—
	短大卒	159,648 円	—
小・中学校教育職	大学卒	185,088 円	—
	短大卒	161,856 円	—
警察職	大学卒	180,000 円	200,000 円
	高校卒	151,776 円	158,100 円

(注) 佐賀県の初任給の額は、抑制措置後の額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成21年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	257,407 円	319,179 円	355,506 円
	高校卒	203,772 円	257,234 円	295,755 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	283,704 円
	中学卒	－ 円	232,272 円	246,363 円
高等学校 教育職	大学卒	295,094 円	355,877 円	390,078 円
	短大卒	－ 円	295,537 円	317,300 円
小・中学校 教育職	大学卒	293,288 円	350,867 円	380,189 円
	短大卒	－ 円	316,975 円	362,136 円
警 察 職	大学卒	269,467 円	318,019 円	364,360 円
	高校卒	235,704 円	287,928 円	320,696 円

(注) 1 該当階層の職員数が3人以下の場合は、近似の階層の平均額を記載しています。

近時の階層にも4人以上の該当がない場合は、記載していません。

2 平均給料月額は、抑制措置後の額です。

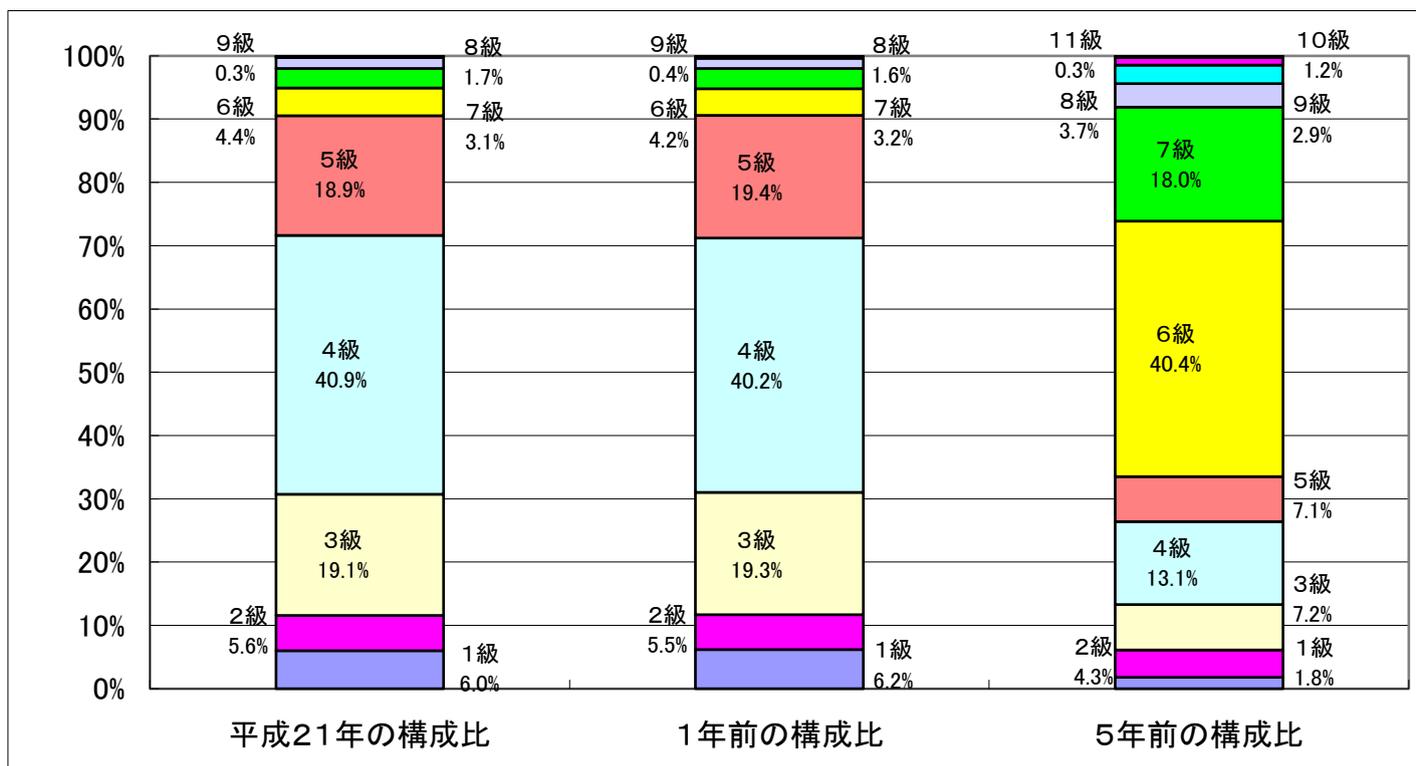
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁の本部長の職務又は相当職	10 人	0.3 %
8 級	本庁の副本部長の職務又は相当職	54 人	1.7 %
7 級	本庁の困難な業務を所掌する課長の職務又は相当職	99 人	3.1 %
6 級	本庁の課長の職務又は相当職	139 人	4.4 %
5 級	本庁の困難な業務を処理する副課長の職務又は相当職	604 人	18.9 %
4 級	1 本庁の副課長の職務又は相当職 2 本庁の困難な業務を処理する係長の職務又は相当職	1,304 人	40.9 %
3 級	本庁の係長の職務又は相当職	608 人	19.1 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事・技師	178 人	5.6 %
1 級	定型的な業務を行う主事・技師	190 人	6.0 %

(注) 1 佐賀県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に11級制から9級制に変更しました。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合しました。)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

佐 賀 県			国		
1人当たり平均支給額(20年度)			—		
1,793 千円					
(20年度支給割合)			(20年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.5 月分		3.0 月分	1.5 月分	
2.6 月分	1.85 月分				
(1.6) 月分	(0.75) 月分		(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%			・役職加算 5~20%		
・管理職加算 10%			・管理職加算 10~25%		

(注) 1 支給割合の中段は特定幹部職員に、()内は再任用職員に係る支給割合です。

2 佐賀県の特典幹部職員とは、一般行政職の副本部長級以上の職員及びこれに相当する職員です。

(2) 退職手当 (平成21年4月1日現在)

佐 賀 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	4,284 千円	27,343 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成21年4月1日現在)

支給実績(20年度普通会計決算)		25,084 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度普通会計決算)		716,686 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	19 人	17 %	17 %
東京都府中市	0 人	12 %	12 %
大阪市	5 人	14 %	14 %
福岡市	4 人	10 %	10 %
福岡県太宰府市	1 人	3 %	3 %
長崎市	1 人	3 %	3 %
医師・歯科医師	92 人	14 %	14 %
県内全市町	13,880 人	0 %	0 %
平均支給率		0.12 %	0.12 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
東京都府中市	12 %	12 %
大阪市	15 %	15 %
福岡市	10 %	10 %
福岡県太宰府市	3 %	3 %
医師・歯科医師	15 %	15 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当 (平成21年4月1日現在)

支給実績(20年度普通会計決算)		454,331 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度普通会計決算)		62,571 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		35.3 %	
手当の種類(手当数)		33 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	勤務公署外 日額 700円 勤務公署内 日額 600円
教務手当	消防学校、農業大学校等に勤務する職員	訓練指導、科目の講義、実習指導等	月額 21,400円以内
社会福祉業務手当	中央児童相談所、知的障害者更生相談所等に勤務する児童福祉司、知的障害者福祉司等	福祉に関する業務	日額 600円
伝染病作業手当	伝染病の防疫に従事する職員	伝染病患者等の救護作業等	日額 290円
精神保健福祉業務手当	精神保健指定医である職員等	精神障害者の訪問指導、移送等	日額 290円
結核患者家庭訪問手当	保健福祉事務所等に勤務する保健師等	結核患者の家庭の訪問、指導	日額 230円
夜間看護等手当	県立病院好生館に勤務する助産師、看護師等	勤務が深夜(午後10時後翌日午前5時前の間)において行われる看護等	1回 3,300円以内
放射線取扱手当	県立病院好生館または保健福祉事務所に勤務する診療放射線技師等	X線その他の放射線を人体に対して照射する作業等	日額 500円以内
衛生業務手当	従事職員	衛生に関する監視、検査の業務	日額 230円
狂犬病予防作業手当	従事職員	予防注射、犬の引き取り、検診、病性鑑定のための措置、捕獲または薬殺等	日額 360円
死体解剖作業手当	県立病院好生館に勤務する職員	死体解剖作業	1体 2,500円
麻薬等監視手当	薬務課に勤務する薬剤師(麻薬取締員を除く)	麻薬等監視業務	日額 280円
爆発物取扱手当	従事職員	火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査作業	日額 750円
潜水手当	水産振興センターに勤務する職員	潜水作業	1時間 1,500円以内
漁業取締調査手当	従事職員	海上における被疑者の追跡、立入検査、検挙等	日額 370円以内
有害物取扱手当	従事職員	病虫害防除、指導作業等	日額 290円
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師等	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	獣医師 日額 850円 ※BSE検査 700円加算 獣医師以外 日額 300円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄の牛、馬、豚の自然交配、精液の採取作業等	日額 230円
高所作業手当	従事職員	地上または水面上10m以上の足場の不安定な箇所で行う、公害調査、ダム、橋りょう、高層建築物等の建設作業等	日額 320円以内
特殊現場作業手当	従事職員	坑内等の危険な作業現場での作業	日額 450円以内
用地交渉従事手当	土地対策課、農林事務所、土木事務所等に勤務する職員	公共事業に伴う土地、建物の取得等に係る補償に関し、所有者等と直接交渉する業務	日額 660円 (午前8時30分前、午後6時以後990円)
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生した現場等における県土づくり本部に所属する職員、警察職員	災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用、保守、鑑識作業等	日額 840円以内 (業務の区域等により100/100を限度に加算)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間空港管理手当	佐賀空港事務所に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる空港管理業務	1回 1,100円以内
警務作業手当	従事警察職員	犯罪鑑識作業	日額 560円以内
	従事警察職員	看守勤務作業	日額 200円以内
	従事警察職員	私服員の従事する犯罪予防及び捜査並びに被疑者逮捕作業	日額 560円
	従事警察職員	交通捜査作業	日額 1,260円以内
	従事警察職員	特殊自動車運転作業	日額 560円以内
	従事警察職員	警ら作業	日額 340円
	従事警察職員	警備艇運転作業	日額 260円
	従事警察職員	身辺警護等作業	日額 1,150円以内
	従事警察職員	銃器犯罪捜査作業	日額 1,640円以内
	従事警察職員	死体取扱作業	1体 3,200円以内
	従事警察職員	夜間通信指令作業	1回 730円
	従事警察職員	夜間緊急処理作業	1回 1,240円
	従事警察職員	(1)爆発物処理作業 (2)特殊危険物質等に対して直接行う検知等の作業	(1)1件 4,600円 (2)日額 2,600円以内 (著しく危険な作業2,000円加算)
	従事警察職員	潜水作業	1時間 1,500円以内
従事警察職員	航空機搭乗作業	1時間 5,700円以内	
兼務職員の特殊勤務手当	従事県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員	昼間部授業を本務として担当する者の行う夜間部授業、または夜間部授業を本務として担当する者の行う昼間部授業	授業1時間当たり 1,310円
夜間実習勤務手当	従事県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員	生徒の実習またはこれに付随する業務に夜間に従事したとき	1回 4,100円以内
有害農薬取扱手当	従事県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員	農薬を使用する農作物、森林苗ほ等の病虫害防除作業、指導作業	日額 290円
多学年学級担当手当	従事教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、講師	授業、指導 (1)3の学年の児童、生徒で編成されている学級 (2)2の学年の児童、生徒で編成されている学級	(1)日額 350円 (2)日額 290円
教員特殊業務手当	従事教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	日額 6,400円以内
	従事教育職員	修学旅行等の引率指導業務	日額 3,400円
	従事教育職員	泊を伴うもの又は週休日等に行う対外運動競技等の引率指導業務	日額 3,400円
	従事教育職員	学校の管理下において行う週休日等に行う部活動の指導業務	日額 2,400円以内
	従事教育職員	週休日等に行う入試業務	日額 900円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教諭で規則で定める主任等の教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導等の担当業務	日額 200円
教務実習手当	農業技術員	農業に関する実習指導業務	月額 6,200円
港湾巡視手当	港湾巡視員	港湾管理の巡視業務	日額 190円
牛鶏糞乾燥処理作業手当	農業技術員	鶏ふん乾燥機による乾燥した鶏ふんの処理作業等	日額 250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(20年度普通会計決算)	2,207,454 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度普通会計決算)	163 千円
支給実績(19年度普通会計決算)	2,262,987 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度普通会計決算)	165 千円

(6) その他の手当 (平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度普通会計決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定する職にある者に対して支給 例) 本部長 130,300円 副本部長 94,000円 課長 70,800円	同	—	707,912 千円	624,812 円
初任給調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員等に一定期間支給 最高支給月額 365,500円	同	—	35,156 千円	1,953,111 円
扶養手当	配偶者 13,000円 (配偶者がいない場合の1人目) 11,000円 上記以外 6,500円 満16歳になる年度初めから満22歳になる年度末までの子がいる場合 1人につき5,000円加算	同	—	1,794,588 千円	240,949 円
住居手当	自宅 2,500円 (新築・購入5年以内に限る) 借家・借間 最高限度額 27,000円	同	—	675,560 千円	193,848 円
通勤手当	交通機関利用者 支給限度額 55,000円 交通用具使用者 支給限度額 自動車・バイク 38,400円 自転車 20,900円 特別急行列車等利用者 加算限度額 20,000円	一部異なる	本県の交通事情を考慮して自動車・バイクにおける支給単価を設定	1,355,097 千円	101,127 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 定額 23,000円 加算限度額 45,000円	同	—	62,793 千円	296,193 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて支給 準ずる手当 5% 2級地 8%	同	—	1,429 千円	714,500 円
農林漁業普及指導手当	改良普及員等が普及指導等に従事した場合に給料月額に一定割合を乗じて支給 専門技術員 6%(3%) 普及員 8%(4%) ※()内は、管理職員にかかる率			39,983 千円	287,647 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度普通会計決算)
休日勤務手当	祝日法における休日等において正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同	—	397,152 千円	158,291 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同	—	130,537 千円	100,105 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 特殊な業務等の宿直 支給限度額 30,000円	同	—	349,454 千円	221,594 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急の必要性等により週休日等に勤務した場合に支給 例) 本部長 12,000円 副本部長 10,000円 課長 8,000円	同	—	29,178 千円	205,479 円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して支給 滞在した期間及び利用施設の区分に応じた額(日額3,970円～6,620円)			—	—
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条に規定する職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して支給 滞在した期間及び利用施設の区分に応じた額(日額3,970円～6,620円)			—	—
産業教育手当	高等学校の農業・工業に関する課程で実習を伴う科目を主として担当する教員(教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、常勤講師)に支給 「給料月額+教職調整額」×5% (定時制通信制教育手当受給者は3%)			79,727 千円	240,142 円
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する学校に勤務する職員に「給料月額+調整額+教職調整額+扶養手当」の合計額に一定割合を乗じて支給 準ずる手当 4% 準ずる学校 4% 1級地 8% 2級地 12% 3級地 16%			90,983 千円	413,559 円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の校長、教頭、本務職員(主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤講師、実習助手)に支給 「給料月額+教職調整額」×5% (管理職手当受給者は4%)			39,693 千円	275,646 円
義務教育等教員特別手当	15,900円を超えない範囲で職務の級号給に応じて規則で定める額を教育職員に対し支給			1,290,143 千円	153,406 円

5 特別職の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,011,500 円 (1,190,000円)
	副 知 事	846,000 円 (940,000円)
報 酬	議 長	940,000 円
	副 議 長	820,000 円
	議 員	760,000 円
期 末 手 当	知 事	(20年度支給割合)
	副 知 事 出 納 長	3.35 月分
期 末 手 当	議 長	(20年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3.35 月分
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	119万円×在職月数×0.65 3,713万円 任期毎
	出 納 長	94万円×在職月数×0.45 2,030万円 任期毎
	備 考	— — —

(注) 1 給料の()内は、抑制措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

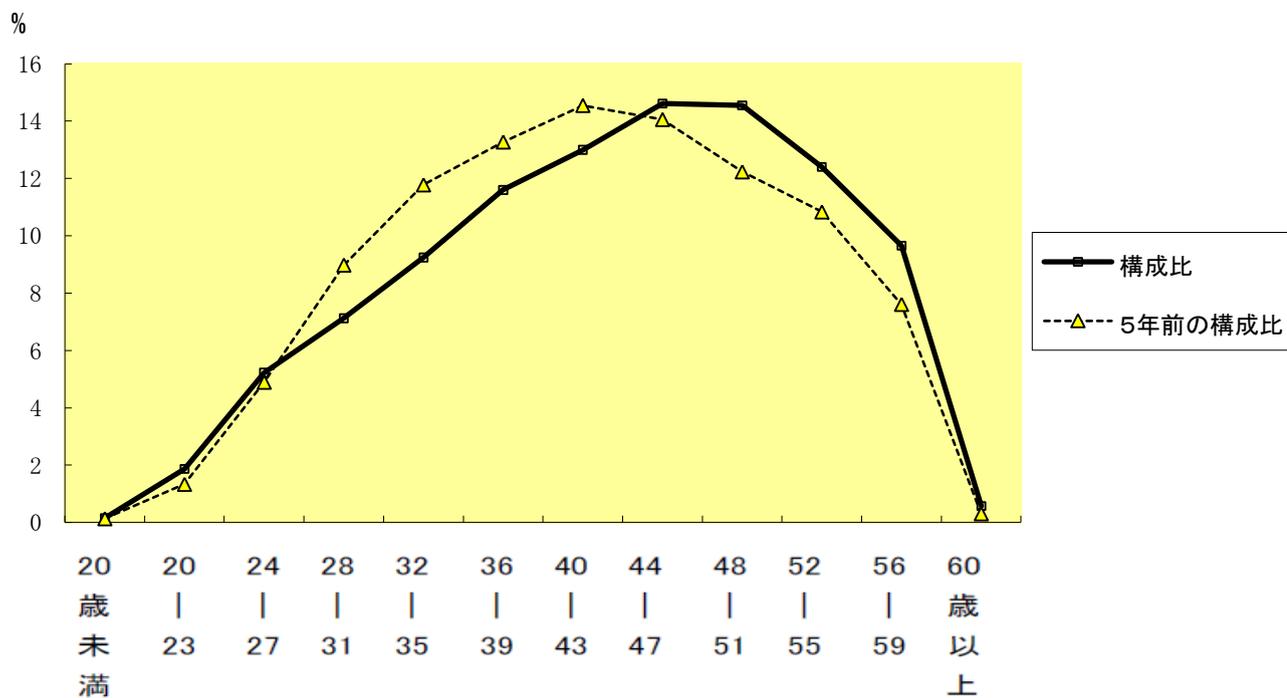
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成20年	平成21年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	30	29	▲ 1	欠員補充(1)、事務の統廃合縮小(▲2)
		総 務	454	449	▲ 5	業務増(24)、欠員補充(2)、その他の増(8)、民間等委託(▲2)、事務の統廃合縮小(▲29)、その他の減(▲8)
		税 務	125	116	▲ 9	事務増(1)、その他の増(2)、事務の統廃合縮小(▲11)、欠員不補充(▲1)
		労 働	53	54	1	その他の増(1)
		農 水	931	916	▲ 15	業務増(8)、欠員補充(2)、その他の増(4)、事務の統廃合縮小(▲20)、欠員不補充(▲1)、その他の減(▲8)
		商 工	181	184	3	業務増(2)、欠員補充(2)、その他の増(4)、事務の統廃合縮小(▲1)、欠員不補充(▲1)、その他の減(▲3)
		土 木	652	632	▲ 20	業務増(14)、欠員補充(3)、その他の増(5)、事務の統廃合縮小(▲26)、欠員不補充(▲1)、その他の減(▲15)
		民 生	439	429	▲ 10	業務増(49)、欠員補充(4)、その他の増(4)、事務の統廃合縮小(▲49)、欠員不補充(▲12)、その他の減(▲6)
		衛 生	437	427	▲ 10	業務増(17)、欠員補充(6)、その他の増(5)、事務の統廃合縮小(▲30)、欠員不補充(▲6)、その他の減(▲2)
		計	3,302	3,236	▲ 66	(参考:人口10万人当たり職員数 375.34人)
	教 育 部 門	義務教育	5,790	5,807	17	その他の増(17)
		高等学校等教育	2,184	2,159	▲ 25	その他の増(2)、その他の減(▲27)
		学校教育以外の教育部門	369	351	▲ 18	業務増(9)、事務の統廃合縮小(▲9)、欠員不補充(▲3)、その他の減(▲15)
		計	8,343	8,317	▲ 26	
	警 察 部 門	警察官	1,636	1,639	3	業務増(38)、事務の統廃合縮小(▲35)
		その他	291	290	▲ 1	業務増(6)、事務の統廃合縮小(▲7)
		計	1,927	1,929	2	
	小 計		13,572	13,482	▲ 90	(参考:人口10万人当たり職員数 1,563.75人)
	公 営 会 企 計 業 部 等 門	病院	520	521	1	業務増(8)、事務の統廃合縮小(▲6)、民間等委託(▲1)
その他		9	8	▲ 1	その他の減(▲1)	
小 計		529	529	0		
合 計		14,101 [15,321]	14,011 [15,379]	▲ 90 [58]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,625.11人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成21年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	22人	262人	732人	998人	1,295人	1,625人	1,821人	2,047人	2,038人	1,738人	1,353人	80人	14,011人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
4,586人	4,308人	▲278人	▲6.1%

(注) 職員数は、教育・警察部門の中で国が法令で定数を定めている部分を除いた数値を示します。

(参考) 佐賀県行財政改革緊急プログラムにおける定員管理の数値目標Ver2.1 (数・率)

(知事部局一般会計)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成16年4月1日	平成23年4月1日	▲500人

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	16年	17年	18年	19年	20年	21年	17年～21年計	(参考)数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
知事部局一般会計	職員数	3,533	3,493	3,455	3,362	3,314	3,219	—	3,033
	増減		▲40	▲38	▲93	▲48	▲95	▲314 (63%)	▲500

(注) 1 計画期間は、平成16年～平成23年の7年間です。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
20年度	千円 410,693	千円 106,506	千円 72,379	% 17.6	% 18.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
20年度	人 8	千円 36,250	千円 4,565	千円 15,862	千円 56,677	千円 7,085	千円 7,025

- (注) 1 職員手当には退職金を含みません。
2 職員数は、平成21年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

給与抑制措置の状況

区分	給料	管理職手当	期間
管理職員	△6%	△10%	H20.1.1～H23.3.31
その他の職員	△4%	—	H20.4.1～H22.3.31
	△3.5%		H22.4.1～H23.3.31

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
佐 賀 県	50.6 歳	387,170 円	588,986 円
団 体 平 均	44.8 歳	374,020 円	585,430 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐 賀 県		佐賀県（一般職）	
1人当たり平均支給額(20年度)	1,983 千円	1人当たり平均支給額(20年度)	1,793 千円
(20年度支給割合)		(20年度支給割合)	
期末手当 3.0 月分	勤勉手当 1.5 月分	期末手当 3.0 月分	勤勉手当 1.5 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	

イ 退職手当（平成21年4月1日現在）

佐 賀 県			佐賀県（一般職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	27,579 千円		1人当たり平均支給額	4,284 千円	27,343 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、16年度に退職した職員に支給された平均額です。

ただし、佐賀県(一般職)の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給総額(20年度決算)		1 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)		220 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		12.5 %	
手当の種類(手当数)		4 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高圧電気管理手当	従事職員	高圧遮断器の投入、限流ヒューズの取り外し、高圧パスの投入等	日額 220円
高所作業手当	従事職員	地上または水面上10m以上の足場の不安定な箇所での建設工事又は改修工事作業等	日額 320円以内
特殊現場作業手当	従事職員	交通量の多い道路で交通を遮断することなく行う作業	日額 300円
用地交渉従事手当	従事職員	公共事業に伴う土地、建物の取得等に係る補償に関し、所有者等と直接交渉する業務	日額 660円 (午前8時30分前、午後6時以後990円)

エ 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	376 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	47 千円
支給実績(19年度決算)	696 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	99 千円

オ その他の手当（平成21年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規程で指定する職にある者に対して支給 事務所長 94,000円	同	—	— 千円	— 円
扶養手当	配偶者 13,000円 (配偶者がいない場合の1人目) 11,000円 上記以外 6,500円 満16歳になる年度初めから満22歳になる年度末までの子がいる場合 1人につき5,000円加算	同	—	1,446 千円	289,200 円
住居手当	自宅 2,500円 (新築・購入5年以内に限る) 借家・借間 最高限度額 27,000円	同	—	352 千円	175,750 円
通勤手当	交通機関利用者 支給限度額 55,000円 交通用具使用者 支給限度額 自動車・バイク 38,400円 自転車 20,900円 特別急行列車等利用者 加算限度額 20,000円	同	—	1,323 千円	165,355 円

(注) 管理職手当の支給実績及び支給職員1人当たり平均支給年額については、支給対象職員が1名のため、記載していません。